

相続放棄の手続

家庭裁判所に申述・受理

相続人は相続開始によって被相続人の財産上の権利義務を承継したことになりますが、熟慮期間中であれば、その自由意思で相続の放棄ができます。熟慮期間は原則として自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月とされます（民法915条）。



熟慮期間を過ぎてから被相続人の思わぬ債務が発覚したような場合に、相続放棄が認められるか問題となる場合がありますが、相続人において限定承認または放棄をしなかったのが、相続財産がまったく存在しないと信じたためであり、かつ、このように信じるについて相当な理由がある場合には、相続人が相続財産の全部または一部の存在を認識した時または通常これを認識しうべかりし時から熟慮期間を起算するのが相当であるとした裁判例（最高裁昭和 59. 4. 27）があります。このような場合は、相続人は単純承認とみなされるような事情がない限り、あらためて相続の放棄ができると考えられます。

相続の放棄をしようとする者は、家庭裁判所に申述しなければなりません（同938条）。放棄の申述は家庭裁判所に申述書を提出して行い、家庭裁判所は本人の真意に基づくことを確かめて受理します。とくに放棄の理由を示す必要はありません。共同相続の場合でも、各相続人が単独で放棄できます。

相続放棄をすると相続開始の時に遡ってその効力を生じ、放棄をした者はその相続についてははじめから相続人にならなかったものとみなされます（同939条）。

相続人が熟慮期間中に相続財産を処分、隠匿、私的に消費したような場合、単純承認をしたものとみなされ（法定単純承認）、もはや放棄はできません（同921条1号、3号）。

熟慮期間中に相続の放棄をしなかった場合でも、プラスの遺産の相続をしないという場合であれば、その相続人の取得分をゼロとする遺産分割協議によって、実質的に放棄と同じ結果を得ることが可能です。

相続放棄の効果は放棄した相続人の相続権を遡及的に消滅させることにあるので、共同相続人中の特定の者のために放棄することは認められません。自分の相続分を特定の者に相続させようとする場合には相続分譲渡の方法が可能です。